

令和7年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び 評価報告書の概要について

1 作成の趣旨

- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に基づき作成

【第26条第1項】

教育委員会は、毎年、その権限に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 評価対象

- ・令和6年2月に策定した第3期八戸市教育振興基本計画の施策の体系に基づき、令和6年度に教育委員会が実施した小施策を対象とし、29項目を評価

※第3期八戸市教育振興基本計画（計画期間：令和6年度～10年度）に対する初回の点検評価となる。

3 評価方法

各施策の評価

- ・施策主管課が実施状況等をまとめ、次の4段階で評価

評価区分	評価基準
a	想定以上の効果・成果が得られた。
b	想定どおりの効果・成果が得られた。
c	おおむね想定どおりの効果・成果が得られたが、改善の余地がある。
d	想定どおりの効果・成果が得られなかった。

4 各施策の評価結果

大施策	評価 項目数	評価			
		a	b	c	d
1 持続可能な社会を創るための資質・能力の育成	8	2	6	0	0
2 共生社会の実現に向けた支援の充実	4	0	4	0	0
3 学びを支える学習環境・指導体制等の整備	6	1	4	1	0
4 地域の教育力向上と地域コミュニティの基盤強化	6	0	6	0	0
5 文化財等の保存と活用の充実	5	2	3	0	0
合 計	29	5	23	1	0

5 学識経験者からの総評の主な内容

(1) 木村 一夫

- ・今年度は29の評価項目中の28項目において、“想定した効果・成果が得られた”という報告になっているので、管理と執行の状況は極めて良好と捉えている。
- ・「いのちの教育の充実」、「読書活動の充実」、「教育D Xの推進」、「文化財・名勝等の保存管理、活用の充実」、「民俗文化財の保存継承の充実」の5項目は“想定以上”に当たるa評価となっており、これらに含まれる諸事業は毎年度の反省と改善を積んできたものであり、正に“継続は力なり”を実証するものとする。
- ・「学校施設の整備」だけがc評価になっているが、これは決して低いものではなく、「改善の余地あり」に着眼した前向きな評価と捉えている。この項目は多額の予算を伴うものであるため、容易に充実できるものではない。
- ・以上のことは、担当課から届けられた検討資料の文字や数値だけを基に述べたものではなく、実際に中学校の先生方との会話を通して「学校は変わってきている」ということを実感したものである。
- ・今後の学校教育、社会教育、文化・歴史の保存継承の更なる充実に向けて、各事業の成果を対象主体と共有した上で、それを積極的かつ効果的に発信することを望んでいる。

(2) 川本 菜穂子

- ・「持続可能な社会を創るための資質・能力の育成」、「学びを支える学習環境・指導体制等の整備」などでは、子どもたちを育てるだけでなく、保護者・教員等の教育に携わる側のスキルアップにつながる試みの推進も進んでいるようだ。
- ・実施内容と総合評価からだけで判断するには読み取れない部分もあり、社会状況等も考慮すると、自己評価に遠慮が見られる部分もあると感じている。
- ・環境整備について、実施内容には常に検討・改善の余地があるものや、人口減少・少子化もあり、数値だけで一概に評価してよいのか悩ましい項目もある。目標数値の根拠や表現法について、母数の変化を踏まえた再考が必要かもしれない。市内でも民間による子どもの様々な居場所づくりが進んでおり、教育現場の支援体制の充実からも官民が連携した活動の推進がますます必要であり、少子化傾向ではあるが、生活圏内で子どもたちが安心して暮らせる教育設備・環境の提供が必要だと考える。
- ・義務教育は大事なひとづくりの場である、ということの初心に帰り、学びの場と食が誰にも平等である環境の充実のため、教育行政がますます推進されることを期待する。